

第 1 回子どもデータ連携ガイドライン検討会

議事概要

○ 日時 令和 5 年 5 月 31 日（水） 15:00～15:30

○ 場所 オンライン開催

○ 検討会メンバー

メンバー（50 音順、敬称略）	役職
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授
石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
倉石 哲也	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 教授
西内 啓	株式会社データビークル 共同創業者
能島 裕介	尼崎市子ども政策監 兼 尼崎市教育委員会参与
野戸 史樹	柏市 子ども支援室 室長
山野 則子	大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授 兼 スクールソーシャルワーク評価支援研究所 所長
李 炯植	特定非営利活動法人 Learning for All 代表理事

○ 議題

1. 検討会メンバーのご紹介
2. 令和 4 年度デジタル庁実証事業ガイドラインの成果(各実証団体の概要含む) について
3. 意見交換
4. 検討会主査の選任について
5. 本会議における方針について

○ 議事概要

1. 検討会メンバーのご紹介

本検討会に参加されるメンバーに自己紹介いただいた。

2. 令和 4 年度デジタル庁実証事業ガイドラインの成果(各実証団体の概要含む)について
令和 4 年度デジタル庁実証事業の概要についてのデジタル庁より説明が行われた。

3. 意見交換

ガイドライン作成にあたり、検討会メンバー間にて自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

- ・ 昨年度から継続している実証団体の残存している課題については、本年度で解消する見込みの実証計画をいただいている。
- ・ 検証した結果については、ある程度成果が見えてきた段階で、ガイドライン検討会にて報告を行う。
- ・ 昨年度から取り組んでいる団体は今年度から取組団体の手本として他の実証事業団体と比較し先行しているという認識で構わない。

4. 検討会主査の選任について

検討会の主査選任の方針について説明が行われた。内容は以下の通り。

- ・ 主査の選定は事務局に一任することとする。

5. 本会議における方針について

本会議の議論内容に対する方針について説明が行われた。内容は以下の通り。

- ・ 本会議における議論内容については、主査に一任することとし、事務局にて詳細を検討する。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは ey.com/ja_jp/consulting をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。